

地区防災計画作成 マニュアル



令和6年5月（改訂）

伊達市

も く じ

1. 計画作成にあたって	1
2. 地区防災計画の作成	6
3. 計画作成のスケジュール	15
4. 計画提案の方法	16
5. 地区防災計画を作成した後の取組	17
6. 地区防災計画の作成・運用に際しての市の支援	17
7. 参考資料	18
様 式	20

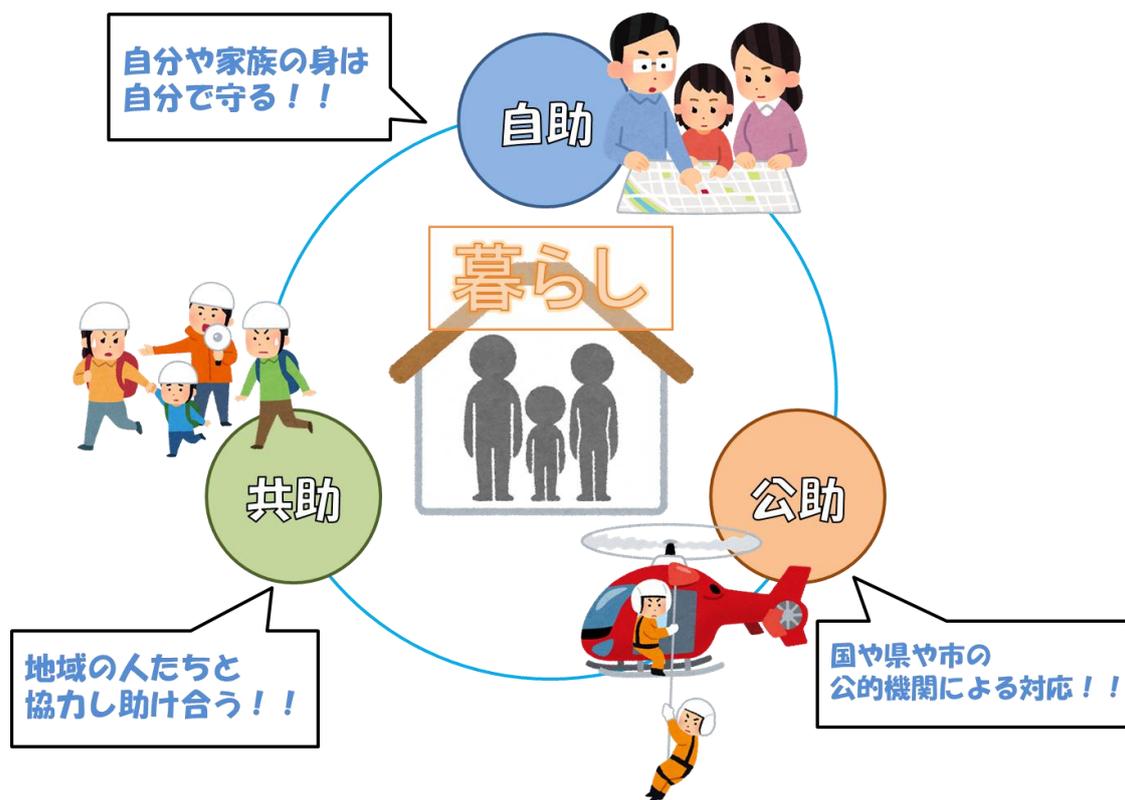
1. 計画作成にあたって

1-1 地区防災計画とは

大規模災害が発生した場合に、被害を最小限に抑えるためには、行政・警察・消防等による【公助】に加え、自らの命は自らが守る【自助】、地域の安全は地区住民が助け合って守る【共助】の3つ全てが連携・協働することが重要です。

実際に、東日本大震災では、地震・津波によって一部の市町村の行政機能が麻痺したため、地域住民自身による【自助】、地域コミュニティにおける【共助】が、避難誘導、避難所運営等において重要な役割を担いました。

また、近年は、令和3年2月及び令和4年3月の福島県沖地震や令和元年東日本台風など災害が頻発化、激甚化しており、市内でも大きな被害が発生しました。災害リスクの周知、避難情報の伝達などの公助の取組はもとより、町内会、区、隣組の班などで、住民等がお互いに支援し合い、災害時にみんなの命が助かるようあらかじめ準備することが重要であり、この準備こそが地区防災計画です。



特に災害発生直後は『共助』による災害対応が重要



地区の【共助力】を高める取組みが“地区防災計画”です

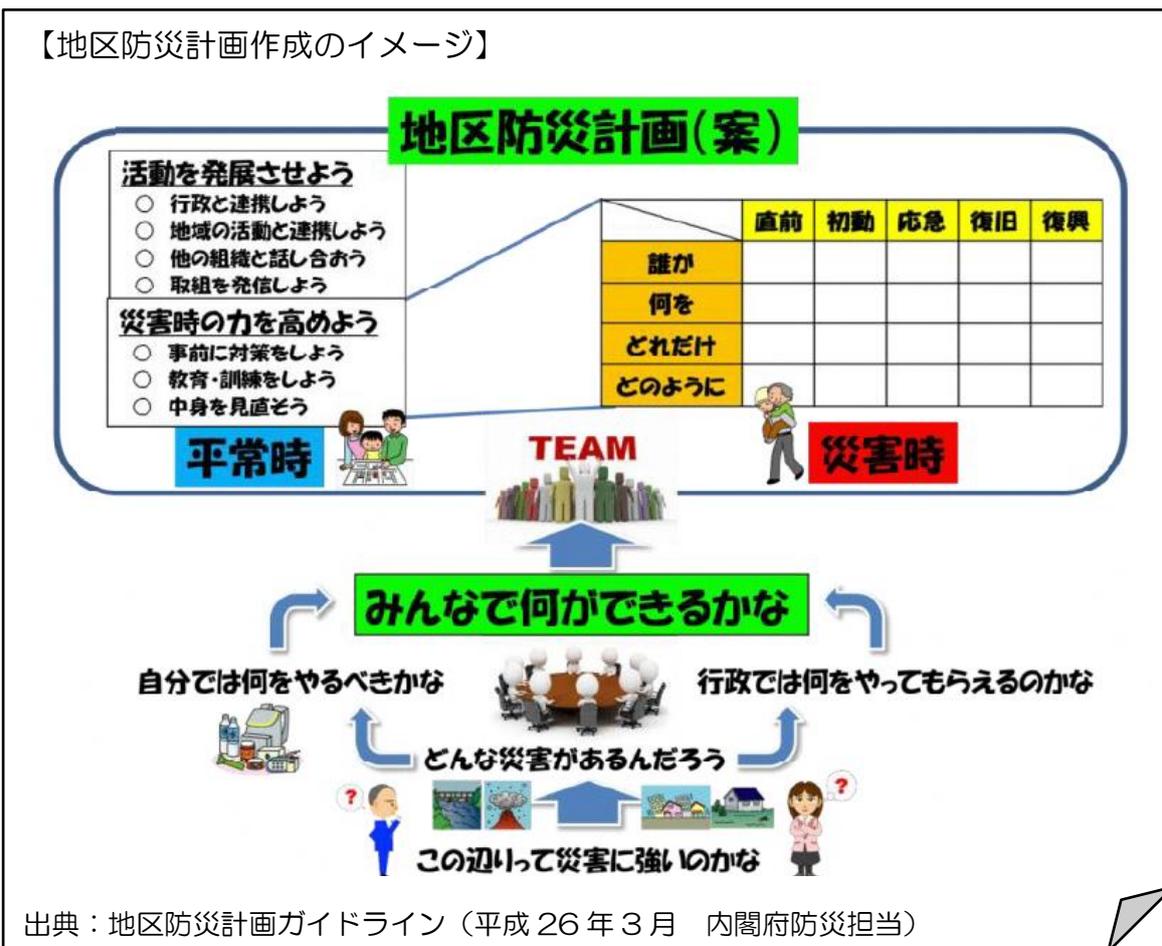
地区の特性をよく知っている住民等が計画作成に参加することにより、地区の実情に即した地域密着型の計画になり、地域防災力の底上げにつながります。

地区防災計画は、いわゆるボトムアップ型の計画であり、自分たちで作った計画であるからこそ、成し遂げようとする意欲が強まり、計画の実行性を高めることとなります。

1-2 地区の特性に応じた計画

地区防災計画は、住宅地、商業地、工業地等の区別なくあらゆる地区住民等を対象にしており、各地区の①平野部、山間部などの自然特性、②都市型、郊外型等の社会特性、③想定される災害特性等に応じて、多様な計画作成することができるようになっています。

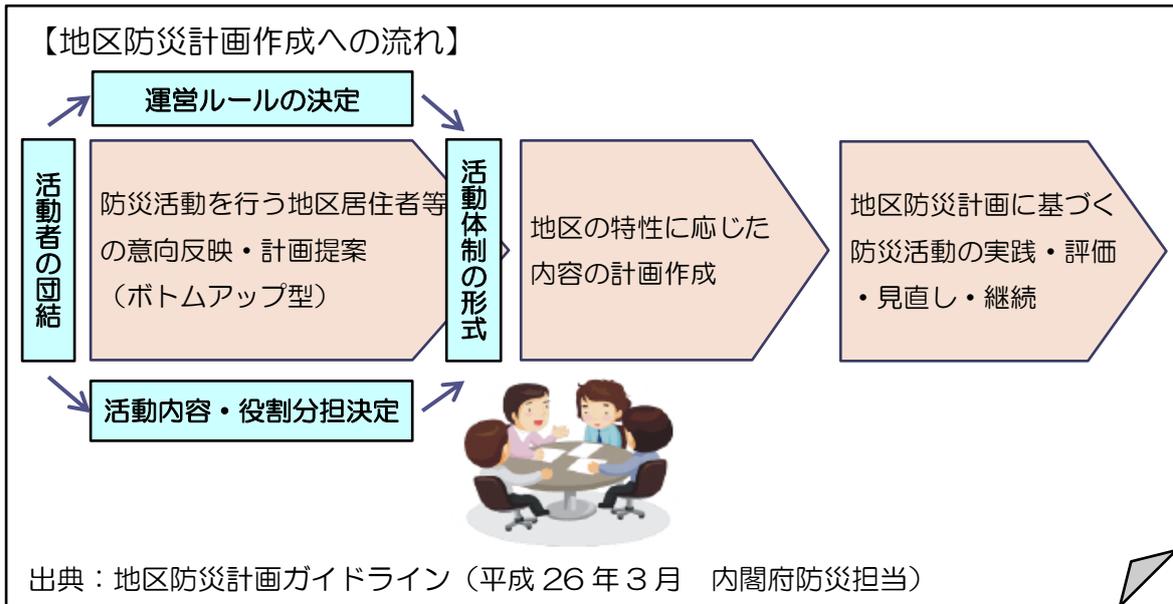
このように、地区防災計画においては、地区の実情に基づいて防災活動を行う主体を自由に設定できるほか、防災活動が実施される範囲、計画の内容等についても、地区の特性、活動主体の経験や活動可能性等に応じて、自由に決めることができます。



1-3 継続的に地域防災力を向上させる計画

地区防災計画によって地域の防災力の向上を図るためには、単に計画を作成するだけではなく、日頃から地区住民等が力を合わせて計画に基づく防災活動を行うこと、防災活動の主体である地区住民等と市町村等が連携すること、防災活動が形骸化しないように定期的に地区住民等が計画の評価や見直しを行うことなどが重要です。

これらを適切に行いつつ、計画に基づく防災活動を継続することが重要です。



1-4 地区防災計画の作成主体

地区防災計画は、地域で助け合い、支え合いながら、災害からみんなが助かるための「共助」の計画です。計画の作成主体（支援し合う組織）には、町内会など小単位の組織から、自主防災組織などの従来から防災に取り組んでいる組織、事業者による組織など、地域の実情に応じて組織の構成員が支援し合える様々な主体が考えられ、地域の規模や特性を踏まえて、作りやすい単位で決めるのが望ましいと言えます。

1-5 地区防災計画に定める内容

(1) 計画内容の考え方

地区防災計画は自由に作成することが可能で、①防災訓練、②物資及び資材の備蓄、③地区居住者等の相互支援、④計画の対象範囲（位置・区域）、⑤基本方針（目的）、⑥活動目標（指標等）、⑦長期的な活動予定等が内容として想定されますが、実際に活動を行う活動主体に合わせて、地区の特性に応じた項目を計画に盛り込むことが重要です。

また、地区内の要配慮者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児など）等の状況、昼間と夜間の人口の違い、信頼関係・協力関係の状況、帰宅困難者の発生の可能性等を踏まえた上、具体的に計画内容を決めることが有用です。

(2) 状況別の防災活動の例

地区防災計画に定めた方がよいと考えられる防災活動は、平常時、災害警戒時、応急対策時、復旧・復興時のそれぞれの段階において、例えば表1のようなものが考えられます。

表1の計画事項一式がそろわないと、市町村地域防災計画の中に地区防災計画として定められないということはありません。計画事項は表1の計画事項の一部でも、あるいは表1の計画事項にないものでも構いません。

重要なのは、計画作成や訓練等の実践に多様な住民に参画していただくことであり、お住いの地域で災害のリスクがあり、準備しておかないと取り返しのつかない被害が生じ得るという危機意識を最低限でも持っていただくことです。

【表1：防災活動の例】

①平常時	②災害警戒時	③応急対策時	④復旧・復興時
<ul style="list-style-type: none"> ●防災訓練、避難訓練（情報収集・共有・伝達訓練等） ●活動体制の整備 ●連絡体制の整備 ●防災マップ作成 ●避難路の確認 ●指定緊急避難場所、指定避難所等の確認 ●要配慮者の保護等 地域で大切なことの整理 ●食料等の備蓄 ●救助技術の取得 ●防災教育等の普及啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> ●情報収集・共有・伝達 ●連絡体制の整備 ●状況把握（見回り・住民の所在確認等） ●防災気象情報の確認 ●避難判断、避難行動等 	<ul style="list-style-type: none"> ●身の安全の確保 ●出火防止、初期消火 ●住民間の助け合い ●救出及び救助 ●率先避難、避難誘導、避難の支援 ●情報収集・共有・伝達 ●物資の仕分け・炊き出し ●避難所運営、在宅避難者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者に対する地域コミュニティ全体での支援 ●行政関係者、学識経験者等が連携し、地域の理解を得て速やかな復旧・復興活動を促進
<ul style="list-style-type: none"> ●消防団、各種地域団体、ボランティア等との連携 			

出典：地区防災計画ガイドライン（平成26年3月 内閣府防災担当）

(3) 「命を守る」ための計画内容

近年の災害の頻発化、激甚化の傾向を踏まえると、住民等の皆さんに強く意識していただきたいのは、まず「命を守る」ための行動や活動に関する事項を検討することです。

地区防災計画は住民等による【共助】の避難体制を構築する有効なツールであり、具体的には、まず避難を確実に行う取組の計画から作成することが大切です。

特に、洪水や土砂災害が想定される地区においては、避難時の混乱を防ぐために、地区の課題を踏まえて、防災マップの見方、避難のタイミングの判断基準や避難先、避難の手段、避難方法、要支援者の避難支援方法などのルールなどについて、周知、啓発することが重要です。

また、無事に避難した後は、「命をつなぐ」取組が重要です。避難所等での生活では、住民等が支援し合い、福祉関係者とも連絡を取りながら、避難者の体調等を見守るなどの活動により、感染症や災害関連死などを防止する視点も大切です。

(4) 関係者や支援者との連携

災害時に地域で支援し合い「命を守り、命をつなぐ」には、地域における様々な分野の関係者や支援者（消防団、各種地域団体、ボランティアなど）に参加してもらい、連携活動を計画内容としていくことが重要です。平常時から顔の見える関係を築いておき、応急対策時や復旧・復興（生活再建）時などの際に、様々な分野の関係者の力を持ち寄り、【共助】の活動を充実させることができるように努めましょう。



2. 地区防災計画の作成

2-1 地区防災計画作成のプロセス

地区防災計画を作成するに当たっては、地区の特性やこれまでの取組状況、課題等を踏まえ、講演会や、様々な手法を活用したワークショップ、関係者での協議等、目的に応じて様々な形式の活動を組み合わせて取組を進めていくことが考えられます。

その主なプロセスは、次の6つになります。

- ①地区防災計画の作成主体、作成作業のリーダー、作成スケジュールなどを地区住民等で議論
- ②地区の災害リスクの把握
- ③地区で行う共助活動の内容の整理
- ④「共助」の担い手、役割分担の整理
- ⑤災害警戒時からの共助活動の手順の整理
- ⑥平常時の訓練、防災意識の向上を図る普及・啓発、防災教育等の取組内容の整理

2-2 実際の計画作成例

地区防災計画作成には様々なプロセスが考えられますが、一例として福島県で実施した「地域コミュニティ強化事業」における地区防災計画作成までの主なプロセスは以下のとおりです。

ステップ1 地区防災マップの作成 ～地区の課題、災害リスクを知る～		
回	テーマ	実施内容
1	災害と防災・減災を学ぶ	<ul style="list-style-type: none">・近年の災害の特徴や防災・減災の取組について知り、地区の防災意識の向上を図る（防災講話など）・地区の災害危険性について参加者で話し合う
2	地区の現状を確認する	<ul style="list-style-type: none">・住民が地区内を実際に歩いて危険箇所等の現状を観察する（防災まち歩き）・まち歩きの結果を住民がマップに整理する
3	地区防災マップをまとめる	<ul style="list-style-type: none">・マップに整理した地区の現状を確認し、必要に応じて情報を追加・修正する・地区の防災行動等について、住民に周知しておきたい情報を追加しマップを仕上げる

ステップ2 地区防災計画の作成 ～地区の現状と課題、解決策を整理する～		
回	テーマ	実施内容
1	地区防災計画とは何かを知る	<ul style="list-style-type: none"> 地区防災計画の考え方や内容、先行事例について知る（防災講話など） 作成する地区防災計画の方向性を参加者が話し合い、計画策定の目的を共有する
2	課題を抽出する	<ul style="list-style-type: none"> 防災に関する現状の取組や決まり事等確認した上で、地区で大切なことや災害時の課題を検討、抽出する 課題解決に向けた地区防災計画の取組テーマを決定する
3	課題解決方法や目標を検討する	<ul style="list-style-type: none"> 取組テーマに関する課題解決の方法や、10年後の地区の目標を検討する 行動マニュアルの作成や、必要に応じて訓練等の具体的活動も記入していく
4	取り組む項目を検討し、計画をとりまとめる	<ul style="list-style-type: none"> 目標実現、課題解決のために具体的に取り組む項目を検討し、実施スケジュールを考える 必要に応じて具体的活動（HUG、図上訓練、実働訓練など）を行い、取組項目を検証する
5	地区防災計画を取りまとめる	<ul style="list-style-type: none"> 地区の取組項目を確認し、取りまとめる 地区防災計画として、文書を編集する

(1) 地区防災マップの作成 ～地区の課題、災害リスクを知る～

ア 地区の特性の把握

地域コミュニティにおける災害対策を考えるに当たっては、各地区で過去に発生した大規模な自然災害を調べ（古（旧）地図や昔の航空写真等があるとなお良い）、どのような災害によって、どのくらいの被害が発生し、災害対応において、どのような問題があったのか、そこから得られた教訓は何かなどについて知ることが重要になります。

具体的には、市で作成している防災マップ、過去に発生した災害や被害想定等も踏まえつつ、地区の地形を調べながら、危険になりそうな場所（災害時に崖崩れ等の土砂災害が起こりそうな場所、火災時に燃え広がりそうな場所、地震発生時に建物が倒壊しそうな場所等）、地区の避難路、指定緊急避難場所・指定避難所、消火栓や防火貯水槽等の消防水利の所在等について確認します。

イ 防災まち歩きと地区防災マップの作成

「防災まち歩き」とは、実際に自分が住む地区を歩いてみて、地区内の自然、施設、人、災害時に危険なところ等を記録する作業のことです。「防災まち歩き」を行うことによって、身近な危険について、実際に目で見て認識し、災害に備えることができるほか、自主防災組織、消防署、消防団、事業者、学校等が協力して行うことにより、それぞれが連携して、地域防災力を強化することができます。また、大人が過去に起こった災害やその教訓を子どもに教えたり、小中学生が協力して実施することにより、世代間の連携を図ることもできます。

「防災まち歩き」を行った後は、地区内を実際に歩いて把握できた危険箇所、地区の避難路、指定緊急避難場所・指定避難所、消火栓や防火貯水槽等の防災設備の位置などを地図上に記録し、市の防災マップと重ね合わせて「地区防災マップ」を作成します。

この「地区防災マップ」を基に、地区居住者等が地区の安全な場所及び危険な場所を認識し、災害時に安全な場所に避難するための方法等について検討を行います。



【防災まち歩き】

霊山町山野川北部行政区



【地区防災マップ】

霊山町山野川北部行政区

【防災まち歩き】

①準備

- 地区の地図を準備し、まち歩きのコース、エリアを決めます。
- 町内会や自主防災組織の役員のほかに、町内にお住いの方で協力してくれる方を探し、地元消防団や消防署とも連携して対応することが大切です。
- 専門家などにも同行していただき、アドバイスしてもらいながら、まち歩きを行うのが望ましいです。

②防災まち歩きの流れ

- まち歩きは10人程度までのグループで行うのが理想的です。
- 様式1「防災まち歩きチェックリスト」を参考に、まちや自然の特徴、災害時に危険な場所や防災施設等を地図に記入し、必要に応じ写真撮影します。また、気づいたことや聞き取った内容をメモにします。
- 地区の中には、高齢者、障がい者、小さなお子さんなど多様な方がいるため、このような人たちの目線を忘れずにまち歩きを行うことが重要です。

【地区防災マップ作成のポイント】

①地図選びの事例

地区防災マップ作成に当たり、地図を選択する必要があります。それぞれに長所・短所があるため、実際の地形と地図を見比べたりしながら、適切なものを選びましょう。

種類	長所	短所
住宅地図	○常に最新データを利用できる ○編集や印刷なども委託することができる	●必要経費が大きい →次年度以降に更新したときにも使用料が発生する
都市計画図 (S=1/2,500)	○市で購入できる (建設部都市整備課)	●地図の作成範囲が限定的 →作成していない地区があり、事前確認が必要 ●編集が必要な場合がある →最新の標記でない場合がある
ネット上のフリーの地図 (グーグルマップ、国土地理院、eコミマップ等)	○使用は無料 ○編集も比較的容易	●データが誤っている可能性有 →GPS情報等から算出するため、道の位置がずれていたり、通れない道があったりする場合がある

②作成の視点

完璧な地区防災マップを完成させることに重点を置くよりも、その時に見つけた危険や改善点や地区防災計画に反映させることや定期的にマップの更新作業に取り組めるようにしておくことが重要です。

(2) 地区防災計画の作成 ～地区の現状と課題、解決策を整理する～

ア 防災への取組の現状と課題の確認

地区防災マップを作成した後は、作成した地区防災マップを見ながら、地区の現状と課題、課題解決へ向けた解決策や具体的な取組などを整理し、地区防災計画へ反映させる住民ワークショップを実施します。

始めに、これまでに地区で取り組んできたことなどを確認し、地区の現状を把握します。定期的に避難訓練を実施しているなど、直接的な防災上の取組はもちろん、地区の行事参加率が高く顔見知りが多い、地区の地理に詳しい人が多いなど、その地区の特性等も挙げる必要があります。

また、町内会の参加率が低い、この家には誰が住んでいるか分からないなど、防災上の課題となることを確認することが重要です。そのために、住民の方が気軽に意見を出し合える雰囲気を作ることが重要です。地区の防災力向上という共通認識を持ったうえで、雑談にそれないようにしつつも、活発な意見交換を行いましょう。

イ 課題の解決策や目標の検討

地区の防災上のポイントをまとめたあとは、「地区がどうしていくべきか」という方向性を考えていきます。

ここで重要なのは、長期的な目標を考えることです。地区防災計画は作成したから終わり、となるものでなく、随時必要に応じて更新していくものです。5年後、10年後にどのような地区を作っていきたいか、という観点をもち、そこに向けて少しずつ行動していく、ということができるよう目標を設定しましょう。

ウ 具体的な取組項目の検討

方向性が決まれば、次は具体的にどのような取り組みをすれば良いか、ということを検討し、地区防災計画に落とし込んでいきます。具体的にどのようなスケジュールで動くのか、ということを検討しましょう。

- 普段は何をするのか
- 災害時には何をするのか
- 地区の防災体制を考える
- 災害時に有用な場所、連絡先、情報などを記載しよう

<普段は何をするのか>

いざというときに地区の力が発揮できるよう、平常時から目標を設定し、住民が協力して取り組む活動について考えましょう。1回で終わってしまう活動ではなく、継続的に行い、振り返りや見直しを行えるものが理想です。

【活動事例】

①防災知識の普及・啓発

防災対策では、地区住民一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが大切です。

※主な普及啓発活動の例

クロスロードゲーム、防災運動会、DIG(災害図上訓練)、HUG(避難所運営ゲーム)

②危険箇所の把握・見直し

その地区の危険性を知ることが不可欠です。防災マップを作成した後も、定期的に危険箇所を見直し、検証しましょう。

③避難をするべき時の想定、避難経路の確認

災害時には、いつ避難すべきか、どこに避難すべきか、どのように避難すべきかが重要です。そして避難する場合には、速やかに、安全に避難する必要があります。これは地区住民の一人ひとりが、発災前に確認しておくことで、スムーズに判断できます。

地区防災マップや、県で作成している『ふくしまマイ避難ノート』、市の防災マップ等を用いて、避難が必要なタイミング、避難する場所と経路を確認しましょう。

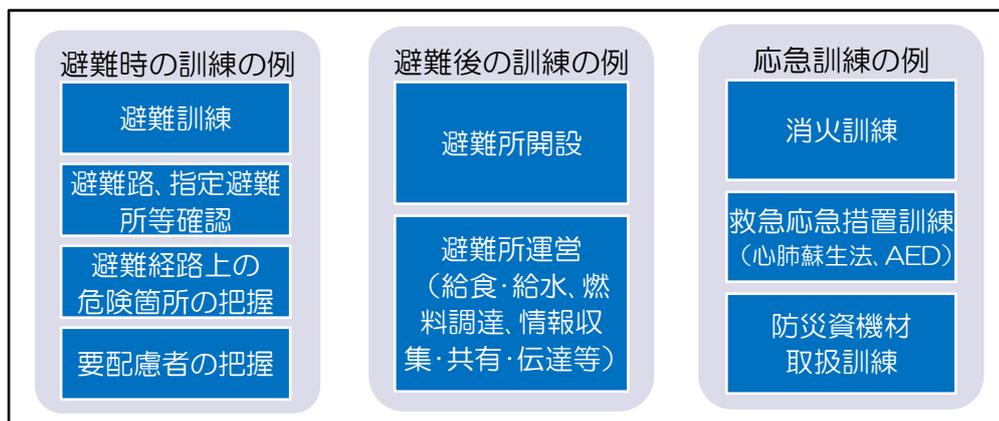
④防災資機材の点検、食料等の備蓄

防災資機材や備蓄物資は、災害時の対応やその後の生活に役立ちます。地区で防災資機材を整備し、日頃から点検・整理や使い方の確認をしておきましょう。

⑤訓練の実施

災害時に、素早く的確に対応するためには訓練は欠かせません。地区住民に積極的に参加を呼びかけ、災害時の動きを確認しましょう。訓練後には必ず振り返りを行い、問題点を確認し、改善を目指していきましょう。

※主な訓練の例



<災害時には何をするのか>

災害時には、負傷者が発生する、家屋が倒壊する、火災の発生など、様々な事態が発生する可能性があります。そのような状況下で、地区でどんなことができるか考えましょう。

【活動事例】

①情報収集・伝達

防災行政無線、伊達市公式アプリ、福島県防災アプリ、ラジオ、テレビ、インターネットなどから正しい情報を収集し、地区住民に伝達しましょう。また、地区内の被災状況や負傷者の情報、火災発生情報などを取りまとめ、市の災害対策本部などの防災関係機関へ報告しましょう。

②初期消火

消防団員や消防職員が到着するまでの間、火災の延焼拡大を防ぐため自分たちの安全に注意しながら初期消火を行いましょ。あくまで初期消火のため、無理はせず、消防団員等の到着後はその指示に従うようにしましよ。

③救出・救助、救護活動

自分自身の安全に注意しながら、みんなで協力し負傷者や倒壊した家屋の下敷きになった人の救出・救助を行いましょ。重傷者等がいる場合には、消防機関に通報したり、救護所等の医療救護施設に搬送するなど、救護活動を行いましょ。

④避難誘導

地区防災マップや、地区内の被災状況を確認しながら、安全に避難しましょ。地区で避難誘導や呼びかけを行うなど、みんなが避難しやすくなるような工夫をしましょ。

なお、高齢者や障がい者など、避難に支援が必要な方については、個別に具体的な支援計画を作成することが有効です。市と相談のうえ、ご家族、福祉関係者などと事前に話し合っ避難や支援などについての個別避難計画作りを進めましょ。

⑤避難所運営

地区住民全体で避難所の運営に当たしましょ。役割分担や避難所のルール、食料配分方法について事前に話し合っおきましょ。「運営マニュアル」等の形でまとめておくことも有効です。

<地区の防災体制を考える>

地区で活躍する組織の体制を考えておきましょう。多種多様な活動項目に合わせて班を設定するとともに、平常時、災害時両方の活動を検討しましょう。

【班編成の例】

班名	平常時の役割	災害時の役割
総括班 (本部)	全体調整、関係機関との事前調整	全体調整、関係機関との調整、 被害・避難状況の全体把握
情報班	情報の収集・共有・伝達	情報の収集・共有・伝達(状況把握、 報告活動等)
消火班	器具点検、防災広報	初期消火
避難誘導班	避難路、指定緊急避難場所、指定避難所等の確認	住民の避難誘導
救出救護班	資機材調達・整備	負傷者等の救出、救護活動
給食給水班	器具点検	水、食料等の配分、炊き出し等の燃料確保、給食・給水活動
福祉班	避難行動要支援者(要配慮者)の把握	避難行動要支援者(要配慮者)の支援

<災害時に有用な場所、連絡先、情報などを記載しよう>

その他に、災害時に有用となる情報についてもまとめておくと便利です。以下に事例を示しますので、地区の災害リスクや需要などを踏まえて、記載する内容を検討しましょう。

【活動事例】

①指定避難所・指定緊急避難場所など

自身の地区の指定避難所、指定緊急避難場所は必ず確認しましょう。地理的要因によっては、指定外の避難先を考える必要性もあります。

②避難所の運営に関するマニュアル

地区で避難所を運営する場合には、事前に役割分担や班編成などをおきましょう。市の避難所運営マニュアルなどを参考にしてみることをおすすめします。

また、避難所の運営においては、避難所内のルールを設定することが重要です。

③備蓄資機材・備蓄品の一覧など

備蓄資機材については、定期的に見直すことが重要です。そのため、防災訓練の際に使ってみるようになるなど、活動計画に組み込めるようにしましょう。

《参考》 霊山町山野川北部行政区の事例

(令和4年度福島県安全で安心な県づくり促進事業より) 協力: 福島大学

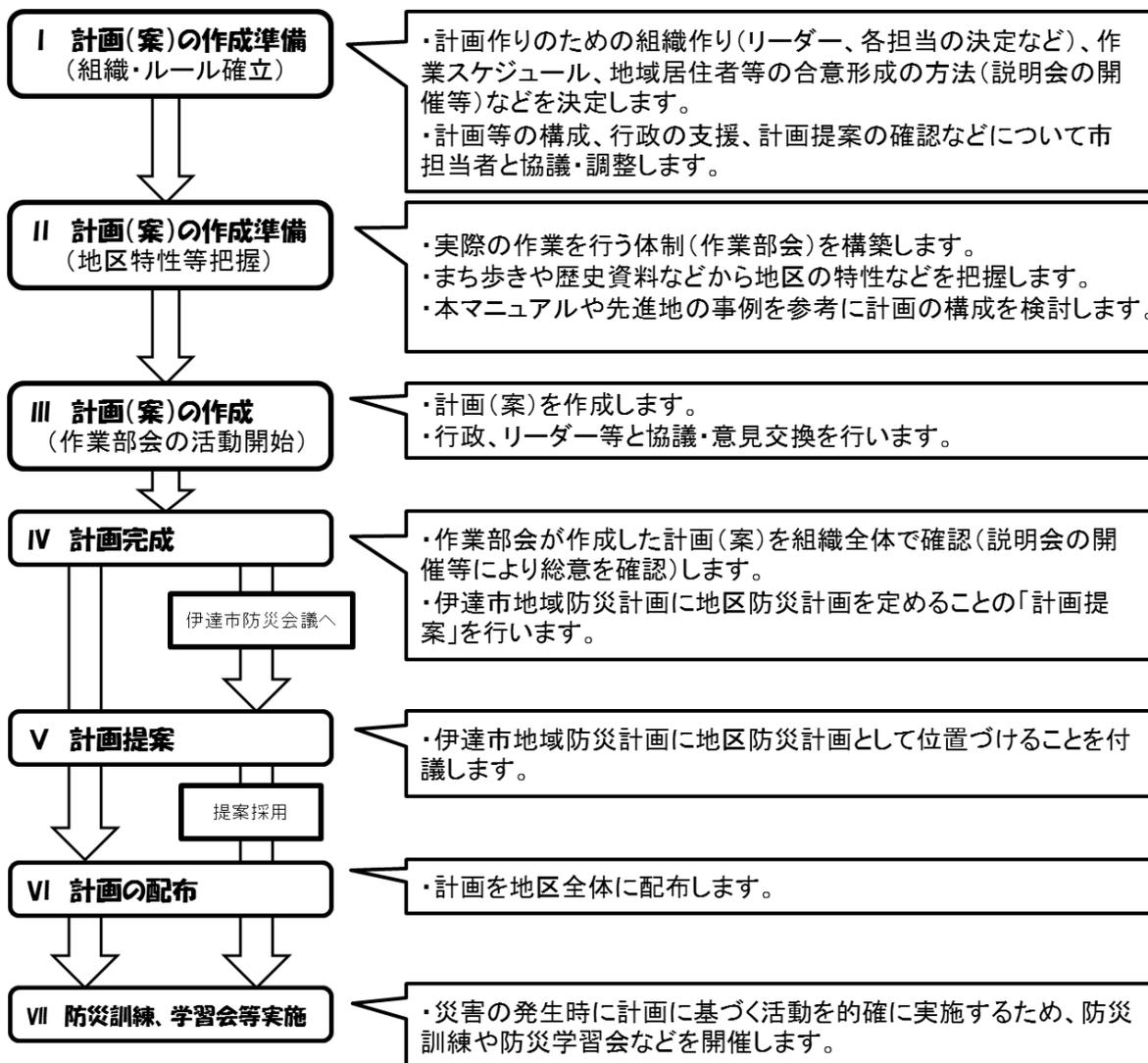
項目	実施時期	テーマ(内容)	対象者
事前打ち合わせ	9月 (1時間)	○地区防災計画とは ⇒計画の必要性・特徴を理解する ○今後の進め方 ⇒組織、作業スケジュールなどを決める	地区住民 の代表メ ンバー
事前聞き取り	10月 (3時間)	○地区の現状確認 ⇒日頃の様子(年間行事、地区の各組織・団体、 世帯特性など) ⇒防災関係の活動(防災訓練、避難行動要支援 者名簿及び個別避難計画の作成状況など) ⇒過去の災害被害と避難状況(東日本大震災、 令和元年東日本台風など)	地区住民 の代表メ ンバー
第1回 ワークショップ		○防災まち歩き ⇒危険箇所等を現地で確認し、地図へ書き込む (「防災まち歩きチェックリスト」による) ⇒防災まち歩きでわかったことをまとめる ○防災・減災に関する住民へのアンケート(意 識調査)を実施	地区住民
第2回 ワークショップ	11月 (1時間)	○課題の洗い出し ⇒課題だとあなたが思うことを考える ⇒課題に関してあなたができること、協力でき ることを考える	地区住民
第3回 ワークショップ	12月 (1時間)	○重要課題・優先課題の検討 ⇒すぐ解決できそうなこと、早期に解決しないと危険だ と思うことを考える ⇒選んだ課題を誰が、どんな対策をいつ頃まで に実施すればよいかを考える	地区住民
第4回 ワークショップ	1月 (2時間)	○課題への具体的取り組み内容を検討 ⇒重要課題(情報収集の円滑化・臨機応変な情 報伝達のための取組みなど)に関する共助の 中身を考える	地区住民
打ち合わせ	2~3月 (3回)	○防災まち歩きやこれまで話し合った内容を文 章化・地図化を進め、計画(案)を作成 ⇒計画原案を提示し協議を重ねて修正する	地区住民 の代表メ ンバー
成果報告会 (住民説明)	3月 (1時間)	○作成した計画(案)を地区全体で確認(了承) ⇒市へ計画(案)を提案する	地区住民

令和4年度福島県安全で安心な県づくり促進事業の動画参照

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010a/anzenansinkihonkeikakunokaiteisokushinzigyou.html>

3. 計画作成のスケジュール

効率よく計画作成を行うために「作成行程」を作り共有しましょう。



4. 計画提案の方法

地区防災計画制度には、地区居住者等が、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる仕組み（計画提案）が定められています。

4-1 計画提案の流れ



4-2 計画提案に必要なもの

- (1) 地区防災計画提案書（様式2）
- (2) 地区防災計画（案）
- (3) 申請者の資格証明書

- ① 提案者が個人の場合
 - ・申請者全員の住所が確認できるもの（免許証写し、住民票抄本等）
※申請者が地区防災計画（案）の対象地区の住民であることを確認するため。
- ② 提案者が法人の場合
 - ・登記事項証明書
※申請者が地区防災計画（案）の対象地区内に事業所等を有する法人であることを確認するため。

4-3 提出期限

原則として、毎年5月末日までに受理した提案書について、その年に開催される防災会議に付議します。

4-4 提出先

伊達市役所保原本庁舎中央棟3階 防災危機管理課危機管理係に持参によりご提出ください。

5. 地区防災計画を作成した後の取組

地区防災計画は、作成して終わりではありません。いざ災害が起きそうなときに本当に実践できるのか、毎年、訓練を重ねることが大切です。

自主防災組織の役員などは、年とともに入れ替わりますので、訓練を行うことでいざというときの活動能力を維持することができます。また、新たな課題が見つかりますので、どう対処していくか、地区防災計画を不断に見直していくという姿勢を持つことが大切です。

この見直しにおいて、当初計画と見直した計画に大きな差異が生じた場合（役員の変更などは含みません。）には、市に変更した内容を報告してください。（再度、防災会議での検討が必要になる場合があります。）

6. 地区防災計画の作成・運用に際しての市の支援

「地区防災計画（案）」作成支援及び計画に基づく地区の防災訓練等実施への支援などを行います。

①地区防災計画、地区防災マップの作成支援

地区防災計画や防災マップを作成する場合のアドバイスをを行います。

②防災講話等の開催支援

地区のワークショップ等に市職員等を派遣し、講演や説明会を行います。

③地区の防災訓練の実施等への支援

防災訓練実施にあたって、必要に応じて保有する防災備品を貸与します。



7. 参考資料

地区防災計画の基本的考え方

1. 災害対策基本法による定義

地区防災計画は、災害対策基本法第42条第3項において『市町村の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（地区居住者等）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画』と定義されています。

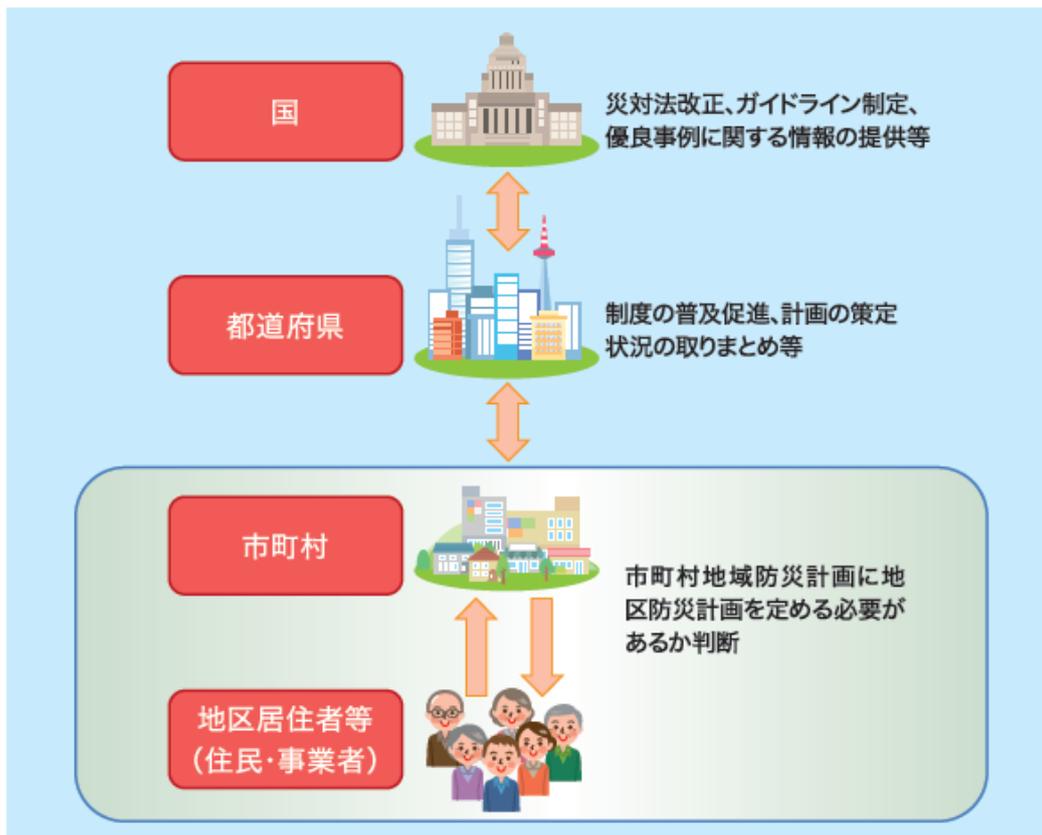
※防災のため住民等がお互いに支援し合う「共助」の活動内容であって当該地区に必要なものであれば自由に記載できます。

2. 市地域防災計画との関係

地区防災計画が策定されると、災害時に、各地区の現場で住民等が、地区での避難の準備や実際の避難、避難生活時の相互支援活動をどのように行うかが具体的に整理されます。市がこの住民等の行動、活動を把握できれば、公助の支援で何を補えばよいかを整理できます。

市は、住民等の行動、すなわち地区防災計画の内容を踏まえ、市の地域防災計画を見直して、両計画の整合を図ることができます。

【地区防災計画制度の全体像のイメージ】



出展：地区防災計画ガイドライン(平成26年3月 内閣府防災担当)

避難指示等の警戒レベルについて



それぞれの警戒レベルに相当する情報を、**早めの避難行動の判断**に役立ててください。
 市町村からの**避難指示等の発令に留意**するとともに、避難指示等が発令されていなくとも**自ら避難の判断**をしてください。
 警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。**警戒レベル3や4の段階で避難することが重要**です。

警戒レベル	住民がとるべき行動	市町村の情報	警戒レベルに相当する 気象庁等の情報		
			警報等	キキク	指定河川 洪水予報
5	命の危険 直ちに安全確保！ ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	緊急安全確保 <small>※必ず発令される情報ではない</small>	大雨 特別警報	災害切迫	氾濫発生情報
<警戒レベル4までに必ず避難！>					
4	危険な場所から 全員避難 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	避難指示	土砂災害 警戒情報	危険	氾濫危険情報
3	危険な場所から 高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難	大雨警報※ 洪水警報	警戒	氾濫警戒情報
2	自らの 避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。		大雨注意報 洪水注意報	注意	氾濫注意情報
1	災害への心構えを 高める		早期 注意情報 (警報級の 可能性)		



*防災気象情報と警戒レベルの対応の詳細については、ホームページをご覧ください。
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/alertlevel.html>

※ 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等避難(警戒レベル3)に相当します。



Japan Meteorological Agency

〒105-8431 東京都港区虎ノ門3-6-9
 TEL: 03-6758-3900 (代表)
 FAX: 03-3434-9085 (耳が不自由な方向け)
 ホームページ <https://www.jma.go.jp/>

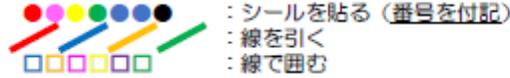
令和4年6月

様式 1

まち歩きの見点(「福島県地区防災計画作成の手引き」より)

■まち歩きの見点

【とりまとめの方法】



※ 必要に応じて注釈を記入する (付せんを書いて貼る)

1. 防災面の弱み (災害発生の原因)		地震	火災	風水害	災害砂	その他	備考
建物・施設	● 1 老朽建物	○	○	○			
	● 2 空き家		○			○	
	● 3 ブロック塀、石垣	○			○		老朽化、未補強
	● 4 屋外広告物	○		○			落下の恐れのある看板等
	● 5 危険物施設	○	○	○			取扱所、貯蔵所、製造所
社会基盤	● 6 狭い道路	○	○			○	
	● 7 河川、水路			○			
	● 8 排水機場、水門、樋管、込樋(いりひ)			○			
地形・地盤	□ 9 ため池	○		○			
	□ 10 急傾斜地	○		○			
	□ 11 擁壁	○		○			
	□ 12 盛り土	○		○			
	□ 13 低湿地、軟弱地盤、浸水域	○		○			
人	□ 14 不特定多数が集まる施設	○	○	○	○	○	
	● 15 避難行動要支援者	○	○	○	○	○	高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等
その他	● 16 自動販売機	○					とくに転倒防止装置のないもの
	● 17 見通しの悪い場所					○	交通面、防犯面
	● 18 他に気づいた箇所、危なそうな箇所	○	○	○	○	○	
	● 19 災害履歴	○	○	○	○	○	過去の災害発生場所

2. 防災面の強み (災害抑止・軽減の要素)		拠点活動	救急救助	消防火災	避難	ライフライン	備考
建物・施設	● 1 避難所				○		市町村の指定避難所
	● 2 中高層堅牢建物			○	○		3階建以上、RC/SPC造
	● 3 消防署	○	○	○			
	● 4 病院、診療所		○				
	● 5 福祉施設				○		
	● 6 公民館、集会所	○			○		
	● 7 市役所、町役場	○					
	● 8 警察署、派出所、駐在所	○	○				
	● 9 その他公的機関、公的施設	○	○				国・県の機関、自衛隊
社会基盤	● 10 避難路			○	○		広幅員道路
	□ 11 広場、空き地等			○	○		
防災設備	● 12 公衆電話					○	
	● 13 公衆無線 LAN スポット (Wi-Fi)					○	
	● 14 緊急避難場所 (一時避難場所)				○		市町村指定の避難場所以外も含めて
	● 15 防災倉庫		○	○	○		
	● 16 消防団機材置き場			○			
	● 17 防火水槽			○			
	● 18 消火栓			○			
	● 19 街頭消火器			○			
	● 20 防災行政無線 (屋内・屋外)					○	
	人	● 21 人材	○	○	○	○	○
その他	● 22 井戸			○		○	
	● 23 水源			○		○	湧水、取水場所
	● 24 自家発電設備					○	
	● 25 スーパー、コンビニ					○	
	● 26 建設土木関連会社		○				重機を所有している会社
● 27 ガソリンスタンド					○		

《参考》

防災まち歩きチェックリスト(福島大学作成資料より)

【河川氾濫《使用マーク □》】地図にマークとNoをメモ



1	過去に氾濫した箇所がある	
2	雨が降ると溢れやすい箇所がある	
3	河川護岸（堤防）の途切れた箇所や損傷があり増水で越流する	
4	河床に土砂や草木が堆積して水の流れを妨げ増水時に越流の恐れがある	
5	機能できないと思われる堰・樋管・樋門・水門がある	
6	橋脚の間隔が狭く流木などが引っかかりやすい橋がある。	
7		

【土砂災害(がけ崩れ、土石流、地すべり)《使用マーク △》】地図にマークとNoをメモ

1	過去に土砂災害があったが、未対策の箇所がある	
2	崩れる恐れがある箇所がある（がけ崩れ、土石流、地すべり等）	
3	斜面にある道路や水路が傾いたり変形している	
4	斜面に割れ目がある。斜面の下に石が落ちている	
5	雨が続くと斜面から水が湧きだす	
6	沢や井戸の水、湧水が濁ることがある	
7	のり面（人工的に作った斜面）がある	
8	急傾斜地の石垣などにひび割れ、傾きなどの損傷がある	
9	斜面の中間や頂点から岩は突き出ている	
10	樹木が不自然に傾いたり、曲がっている箇所がある	
11		

【浸水災害(豪雨)《使用マーク ◇》】地図にマークとNoをメモ

1	過去に浸水した箇所がある（水が溜まりやすい、水はけが悪いなど）	
2	大雨で川のようになる道路がある	
3	側溝や水路に雑草が繁茂し、ゴミが溜まっている	
4	豪雨により蓋が外れやすいマンホールがある	
5		

【気づきメモ欄】

【地震(液状化)・強風 《使用マーク ○》】 地図にマークと No をメモ



1	過去に地震被害があったが、未対策の箇所がある	
2	老朽化した建造物・旧耐震基準（昭和 56 年以前）の建物が多い	
3	看板などの落下物やガラス飛散の恐れのある建物がある	
4	倒壊して道路を塞ぐ恐れのある建造物がある	
5	ブロック塀にひび割れ、欠損、剥離などの損傷がある	
6	固定されていないものがある（自販機やガスボンベなど）	
7		

【火災 《使用マーク ◎》】 地図にマークと No をメモ

1	消火栓の位置を把握している	
2	道が狭く救急車両の近づけない地域がある	
3	家屋が密集している	
4	空き家がある	
5	野焼きや焚火をする習慣がある	
6	日当たりのよい場所で可燃物のそばに水の入ったペットボトルが置いてある	
7	家屋の周囲に燃えやすいものや施錠していない倉庫がある	
8		

【災害時に頼りになるもの 《使用マーク ☆》】 地図にマークと No をメモ

1	公衆電話の位置を把握している	
2	A E D の設置箇所を把握している	
3	地域近辺の病院とその種類を把握している	
4	防災備蓄倉庫の位置を把握している	
5	生活用水に利用できそうな溪流、井戸がある	
6	自家発電設備を持っている家がある	
7	地区に医療・福祉従事者の人が住んでいる	
8		

【気づきメモ欄】

様式2

令和 年 月 日

伊達市防災会議会長
伊達市長 須田 博行 様

提案代表者 ○ ○ ○ ○ ㊟

地区防災計画提案書

標記の件につきまして、災害対策基本法第42条の2第2項の規定に基づき、伊達市地域防災計画に下記の地区防災計画を定めることについて、必要書類を添えて提案します。

記

1 計画名称 「○○地区防災計画」

2 提案者

氏名・法人名	住所・所在地	連絡先（電話番号等）

3 添付書類

- ① 「○○地区防災計画（案）」
- ② 資格証明書類（上記の提案者全員の住所が確認できるもの）
 - ・免許証の写し、住民票抄本等